内閣人事局
Cabinet Bureau of Personnel Affairs

公務員を元気に　国民を幸せに
人事院
National Personnel Authority

2026年度

官庁訪問ガイド

総合職試験

（教養区分）

2026年10月
内閣人事局／人事院

index

01 官庁訪問とは P04

02 スケジュール P05

03 事前予約 P06

04 官庁訪問における1日の流れ P07

05 その他 P08

採用までの基本的な流れ

2027年4月採用を希望する場合

1	2	3	4	5	6
総合職試験	最終合格者 発表日	官庁訪問 事前予約	官庁訪問	内定	採用
	2026年 12月17日(木)	**12月17日(木) 9:00以降 開始**	**12月21日(月) 9:00以降 開始**	**12月24日(木) 9:00 解禁**	2027年 4月1日(木)

2027年4月より後の採用を希望する場合

- 採用希望年度の「前年度」の官庁訪問に参加して下さい。
- 採用希望時期を延期することが可能です。
  その場合、採用候補者名簿の有効期間内(最終合格者発表日から7年間)に採用される必要があります。

01　官庁訪問とは

・「官庁訪問」は、国家公務員採用試験合格者が、志望する省庁を訪問し、各省庁の職員からの業務説明（原課訪問）や、採用面接を受けるものです。

・ 志望する省庁に採用されるためには、必ず官庁訪問へ参加し、志望省庁から内定を得る必要があります。
国家公務員採用試験の最終合格＝採用ではありません。

・ 冬に実施する官庁訪問は、2026年秋実施の総合職試験（教養区分）の最終合格者かつ2027年4月の採用希望者を対象に実施するものです。2027年4月より後の採用を希望する方は、採用を希望する年度の前年度に行われる官庁訪問に参加してください。
（例：2028年4月の採用を希望する場合は、2027年度の官庁訪問に参加する。）
※省庁によって、2026年春以前に実施した試験の最終合格者を受け入れている場合があるので、各省庁の採用HPをご確認ください。

・ 官庁訪問に関する日程等については、「各省庁人事担当課長会議申合せ」にて決定されており、これを通称「官庁訪問ルール」と呼びます。
官庁訪問ルールは、訪問者の皆さんも守るルールとなっていますので、必ずご一読ください。

官庁訪問ルール
概要：https://www.jinji.go.jp/content/000015002.pdf
申合せ本文：https://www.jinji.go.jp/content/000015004.pdf

02　2026年度　総合職(教養区分)官庁訪問　スケジュール

月	12月							
日	17		18	19	20	21	22	23	24
曜日	木		金	土	日	月	火	水	木
	最終合格発表日	官庁訪問の予約受付開始（午前9時以降）				官庁訪問開始日（午前9時以降）			内定解禁（午前9時以降）
						官庁訪問期間			

※教養区分の官庁訪問はクール制ではありません。
　官庁訪問期間中、任意の省庁に訪問することができます。
※内定解禁後も官庁訪問が実施される場合があります。

03　事前予約

✓ 各省庁において、**12月17日(木)午前9時以降**の各省庁が定める期間中に、
電話、メール等の方法により、官庁訪問の予約受付を行います。

✓ **省庁ごとに予約期間や予約方法が異なります**ので、予約受付開始日より前に、
各省庁のホームページを確認し、予約期間や予約方法を把握の上、志望する省庁に官庁訪問の
予約申込みを行ってください。

✓ 各省庁は、原則として訪問者の希望どおりに受け付けますが、**訪問者が特定の日に集中して
十分な選考活動が行えなくなる場合には、訪問者に対し他の日程が提示されることもあります**。

04　官庁訪問における1日の流れ（参考イメージ）

✓ 「オンライン面接」が可能です。希望する場合には、訪問先省庁にお伝えください。
✓ 実施方法・実施時間等、事情に合わせて対応が可能なこともありますので、訪問先省庁にお問合せください。

（参考） 官庁訪問における1日のイメージ	
	集合・受付（訪問省庁から指定された時間）
9:00	原課面接①　　・政策・制度等担当職員による面接、業務説明など
	待機
	原課面接②
12:00	お昼休憩（お弁当持参や庁舎内の食堂など）
13:30	原課面接③
	待機
夕方	採用担当による面接①
	待機
	採用担当による面接②
18:00	採用担当から評価を聞いて終了
	（当日または後日、次の訪問日等に関する連絡）

06 その他

官庁訪問に関するＱ＆Ａはこちら ➡
https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/saiyo_kanchou_qanda.html

Ｑ＆Ａでは解決しない場合

○ 各省庁における官庁訪問の内容･予約に関する質問･･･各省庁の人事担当

○ 官庁訪問に関する全般的な質問･･･人事院人材局企画課

までお問い合わせください。